

届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣
殿
佐賀県選挙管理委員会

政治団体の名称 _____

事務所の所在地 _____

代表者の氏名 _____

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項 _____

2 内 容

区分	ふりがな 政治団体の名称	主たる事務所の所在地		活動 区域	異動 年月日
新		(〒)			
旧		(〒)			
区 分	ふりがな 氏 名	住 所		生年月日	異 動 年月日
代表者	新	(〒)	()		
	旧	(〒)			
会計責任者	新	(〒)	()		
	旧	(〒)			
会計責任者 の 職務代行者	新	(〒)	()		
	旧	(〒)			
その他		新			
		旧			

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類（例えば、運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（例えば、署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体あつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体あつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体あつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。
- 6 届出の中の個人情報に該当する部分は、目的を達成するためにのみ使用し、法令の規定に基づく捜査機関による照会等を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。